

## 02 職員給与の概要

### ① 総括

#### ■人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (R 3. 31 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件比率 (B / A)
13,155 人	101 億 812 万円	6 億 5,669 万円	11 億 7,901 万円	11.7%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

#### ■職員給与費の状況（令和2年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当り給与費 (B / A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
113 人	4 億 2,756 万円	6,830 万円	1 億 6,982 万円	6 億 6,568 万円	589 万円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

#### ■ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）

年度	白鷹町	県内町村平均	全国町村平均	山形県
令和元年度	97.3	98.1	96.3	100.1
令和2年度	97.0	98.1	96.4	100.1

(注) ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### ② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### ■職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

##### 【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
白鷹町	42.3 歳	320,000 円	358,400 円	342,200 円
山形県	43.8 歳	335,300 円	418,400 円	362,500 円
国	43.0 歳	325,827 円		407,153 円

##### 【技能労務職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
白鷹町	51.5 歳	347,200 円	362,700 円	365,400 円
山形県	52.3 歳	335,600 円	373,700 円	353,200 円
国	50.9 歳	286,947 円		328,603 円

(注)

- ・「平均給料月額」は、職員の基本給の平均です。
- ・「平均給与月額」は、基本給と毎月支払われる諸手当を合計した給与の平均です。
- ・「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額の算定方法により再計算した給与の平均です。

#### ■職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		白鷹町	山形県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	185,100 円	(総合職) 186,700 円 (一般職) 182,200 円
	高校卒	150,600 円	152,300 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	149,100 円	147,700 円	—

#### ■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	280,300 円	325,700 円	367,600 円
	高校卒	227,300 円		344,200 円
技能労務職	高校卒			

(注) ・経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。  
・斜線部分には、該当者がいません。

### ③ 一般職の職員の級別職員数等の状況

#### ■一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主 事	主 事	主 任	係 長 主 査	課長補佐	課 長	
職員数	18 人	11 人	26 人	25 人	14 人	12 人	106 人
構成比	17.0%	10.4%	24.5%	23.6%	13.2%	11.3%	100.0%

(注) ・級区分は、町の給与条例によるものです。  
・標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

# 人事行政の運営等の状況を公表します

【問い合わせ】総務課総務係 ☎85-6120

町政に対してより一層のご理解をいただくために、平成17年12月に制定された「白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

## I 各任命権者からの報告の概要

### 01 職員の任免および職員数に関する状況

#### ① 職員の採用の状況

令和2年度の職員採用は、一般行政職5人、医療職3人（作業療法士1人、理学療法士1人、看護師1人）の合計8人です。

#### ② 再任用の状況

再任用職員は、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、改めて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。令和2年度においては、短時間勤務での採用が2人です。

#### ③ 職員の退職の状況

■ 令和2年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

	行政職	保育士	技能労務職	医療職	計
定年退職	1人			3人	4人
早期退職	1人				1人
自己都合	1人			1人	2人
その他	1人				1人
合計	4人	0人	0人	4人	8人

退職者のうち3人が、令和3年度当初時点で再就職しています。

#### ④ 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		増減数	主な増減理由	
	令和2年度	令和3年度			
一般行政	議会	2人	2人	0人	
	総務	31人	31人	0人	
	税務	11人	12人	1人	資産税部門職員の増
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	15人	17人	2人	林政部門の新設による増
	商工	8人	8人	0人	
	土木	10人	10人	0人	
	民生	12人	11人	▲1人	福祉部門職員の減
	衛生	10人	9人	▲1人	空き家関連業務の統合による減
小計	100人	101人	1人		
特別行政	教育	13人	13人	0人	
公営企業等	病院	52人	52人	0人	
	水道	3人	3人	0人	
	下水道	4人	4人	0人	
	その他	13人	12人	▲1人	山形県後期高齢者医療広域連合への派遣終了による減
	小計	72人	71人	▲1人	
合計	185人	185人	0人		